

広島県告示第七百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年六月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

服部本郷（二七〇九）	区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地	告示番号
			広島県福山市駅家町大字服部本郷地内	平成二十九年広島県告示第五百五十一号
服部本郷（二七〇九）	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
				急傾斜地の崩壊